

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ. 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 その他</p> <p>Ⅱ-4-1・Ⅱ-4-2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ. 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 その他</p> <p>Ⅱ-4-1・Ⅱ-4-2 (略)</p> <p><u>Ⅱ-4-3 報酬体系</u></p> <p><u>Ⅱ-4-3-1 意義</u></p> <p><u>国際的に活動する金融機関においては、海外の雇用・報酬慣行も勘案して、報酬体系の設計・運用を行うことが考えられる。一方、その設計・運用次第では、役職員によるリスクテイクへのインセンティブを高めることとなり、こうした傾向が過度なものとなれば、海外に支店又は出資先外国法人（注1）を有している保険会社及び保険持株会社（以下、Ⅱ-4-3において「海外拠点を有する保険会社等」という。）のリスク管理等にとって重大な問題をもたらす可能性もある。</u></p> <p><u>国際的にも、金融安定理事会（Financial Stability Board）等の場において、金融機関の報酬体系の設計・運用に関する議論が進められており、海外拠点を有する保険会社等においては、こうした国際的動向も考慮しつつ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないよう確保していくことが必要である。こうしたことから、監督当局としても海外拠点を有する保険会社等の報酬体系について、金融安定理事会における国際的な指針（注2）等も踏まえつつ、Ⅱ-4-3-2「主な着眼点」に留意して監督することとする。実際の監督に当たっては、海外拠点を有する保険会社等の規模、業務の内容及び海外拠点の設置状況等も踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう留意することとする。</u></p> <p><u>なお、報酬体系に関して役職員による過度なリスクテイクが誘発されるおそれのほか、雇用慣行や人事評価制度等に関連して同様のおそれが見られないか等についても、配意するものとする。また、経営者は経営管理を始めとして重要な職務を担っており、そのための報酬を受けていることを踏まえ、適切な経営を行うことを当然に求められていることに留意するものとする。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>(注1) 出資先外国法人とは、Ⅲ-2-3-3(2)で記載した「出資先外国法人」のうち、保険業務又は資産運用業務を行う法人をいう。なお、海外に支店又は出資先外国法人を有していない保険会社及び持株会社にあっても、Ⅱ-4-3-2「主な着眼点」に準じて対応することが望まれることに留意する。</u></p> <p><u>(注2)・金融安定化フォーラム「健全な報酬慣行に関する原則」(2009年4月)</u> <u>・金融安定理事会「「健全な報酬慣行に関する原則」実施基準」(2009年9月)</u></p> <p><u>(注3) 外国保険業者の報酬体系の設計・運用については、一義的には母国当局において、役職員によるリスクテイクへのインセンティブが過度なものとならないよう、グループベースで適切な監督が行われるべきものである。</u> <u>一方、母国当局による監督に適切に協力する等の観点から、日本拠点である保険会社（保険業法に定める保険会社、外国保険会社等又は特定法人）の報酬体系の設計・運用の状況についても、モニタリングを行うこととする。特に、日本拠点の役職員による過度なリスクテイクを誘発するおそれ等が見られる場合は、リスク管理上の問題について、より深度ある検証を行うとともに、母国当局に対する積極的な問題提起など、必要な対応を行っていくこととする。</u></p> <p><u>Ⅱ-4-3-2 主な着眼点</u> <u>(1) 報酬委員会等の役割</u> <u>① 海外拠点を有する保険会社等（必要に応じて、その子会社等及びその出資先外国法人を含む。以下同じ。）の役職員の報酬体系について、その状況を監視する委員会等その他報酬体系の適切な設計・運用を確保するために経営陣に対する必要な牽制機能を発揮できる態勢（以下「報酬委員会等」という。）を整備している</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>か。また、報酬委員会等は、その監視・牽制機能を業務推進部門（担当役員を含む。）から独立して発揮できるよう必要な権限や体制等を確保しているか。</p> <p>（注1）子会社等とは、Ⅲ-2-3で記載した「子会社等」のうち、保険業務又は資産運用業務を行う法人をいう。</p> <p>（注2）報酬委員会等を設置していない海外拠点を有する保険会社等にあつては、以下の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総代会や株主総会において決定された役員の報酬限度額の範囲内で、内部規則等に基づき取締役会等で具体的報酬が決定され、監査役会等で報酬額全体の水準の適切性等が審議されているか。 ・ 職員の報酬にあつては、社外取締役を含む取締役会等で報酬に係る方針や内部規則等を決定し、監査役会等で報酬全体の水準の適切性等が審議されているか。 <p>② 報酬委員会等は、報酬額全体の水準が、海外拠点を有する保険会社等の財務の健全性の現状及び将来見通しを踏まえつつ、将来における財務の健全性基準の充分性に重大な影響を及ぼさないことを確認しているか。</p> <p>③ 報酬委員会等は、報酬体系の設計・運用の適切性の評価に関して、リスク管理部門と密接な連携を図る等、リスク管理の観点に十分留意しているか。</p> <p>④ 報酬委員会等は、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動したり、過度の成果主義を反映したりするといった問題が生じていないか等を確認しているか。</p> <p>（2）報酬体系とリスク管理等との整合性</p> <p>① リスク管理部門やコンプライアンス部門の職員の報酬は、他の業務部門から独立して決定され、かつ、職責の重要性を適切に反</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>映したものとなっているか。また、これら職員の報酬に係る業績の測定は、主として、リスク管理や法令等遵守の達成度に加え、リスク管理態勢や法令等遵守態勢の構築への貢献度が反映されたものとなっているか。</u></p> <p>② <u>役職員（職員においては、海外拠点を有する保険会社等全体のリスクテイクに重大な影響を与える職員。以下同じ。）の報酬額に占める業績連動部分の割合は、当該役職員の職責や実際の業務内容のほか、海外拠点を有する保険会社等全体の財務の健全性や海外拠点を有する保険会社等として抱えることのできるリスクの程度に関する方針等も踏まえ、適切なものとなっているか。</u></p> <p>③ <u>役職員の報酬額のうち相当部分を業績連動とする場合は、報酬額が確定するまでの間に生じうる財務上のリスクへの対応状況（財務の健全性基準を確保するための対応）を踏まえた設計となっているか。</u></p> <p>④ <u>役職員の報酬額のうち業績連動部分は、業績不振の場合には相当程度縮小する設計となっているか。</u></p> <p>⑤ <u>役職員の職責や実際の業務内容に応じて、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬支払方法（例えば、株式での支払いやストックオプションの付与）や、リスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬支払方法（例えば、株式で支払う場合の一定期間の譲渡制限、ストックオプションを付与する場合の権利行使時期の設定、報酬支払いの繰延べ・業績不振の場合の取り戻し）を採用しているか。</u></p> <p>⑥ <u>リスク管理に悪影響を及ぼしかねない報酬体系（複数年にわたる賞与支払額の最低保証、高額な退職一時金制度等）については、適切な改善策を検討・実施しているか。</u></p> <p>⑦ <u>リスク管理と整合的な報酬体系を設計している場合であっても、役職員がその設計趣旨を損ないかねないような行為（表面的</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>にリスク減少させるような取引等）を行うおそれについて、適切に監視・牽制する態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>（3）報酬体系の設計・運用に関する公表</u> <u>例えば以下の項目のように、海外拠点を有する保険会社等の報酬体系とリスク管理との整合性に関する有用な情報については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、積極的に公表することが望ましい。</u></p> <p>① <u>報酬委員会等に関する情報</u> ② <u>報酬体系の設計に関する重要な情報（特に業績連動部分について、業績の測定方法、報酬額への業績の反映方法及び支払方法の概要等）</u> ③ <u>報酬体系の運用に関する重要な情報（特に、役職員の報酬総額、そのうち業績連動部分の占める割合、実際の支払方法に関する事項等）</u></p> <p><u>Ⅱ-4-3-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>（1）海外拠点を有する保険会社等の報酬体系に関して、国際的な動向等を踏まえて特定される課題への対応状況について、定期的かつ継続的にヒアリングを行うこととする。また、海外当局との協力の枠組みを積極的に活用し、これを通じて把握した海外拠点に関する課題等について、深度あるヒアリングを行うこととする。</u></p> <p><u>（2）上記（1）のオフサイト・モニタリングや検査結果等により、海外拠点を有する保険会社等の業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第128条の規定に基づき報告を求めることとする。</u> <u>また、提出された報告を踏まえ、更に、その改善のために必要と</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>認められる場合には、法第 132 条の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。</u>